の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものであるときは、平成三十一年三月三十一日までの間は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率を適用する。

一～四　［略］

（主務大臣が定める割合の特例）

第五条の二　対象債権が劣後特約付金銭消費貸借によるものであるときは、平成三十一年三月三十一日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、百分の五十を適用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進すること。
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。

の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものであるときは、平成三十年三月三十一日までの間は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率を適用する。

一～四　［略］

（主務大臣が定める割合の特例）

第五条の二　対象債権が劣後特約付金銭消費貸借によるものであるときは、平成三十年三月三十一日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、百分の五十を適用する。

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十九年財務省・経済産業省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

四	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定により経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年国農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれるもの 3　中小企業等経営強化法の規定により異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定による農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業等経営強化法の規定により経営力向上計画の認定を受けた者 5　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の規定により地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 6　1から5までに該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図るもの	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること。
五	1　新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を含む。）を行う場合を含む。）を行おうとする者であって、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けているもの 2　「中小企業の会計に関する指針」を適用する者若しくは適用する予定の者	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等又は「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」に従った企業の会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること。
六	1　卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に定める者に限る。）のいずれかの事業を営む者 2　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者を構成員とする事業協同組合等 3　中心市街地の活性化に関する法律の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の規定により経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。